



2 若年層の性暴力被害予防対策の推進

性暴力をなくそう

(1) 性暴力の根絶について

- 性暴力は、あってはならないものです。
- 望まない性的な行為は、性暴力です。
- 性暴力は重大な人権侵害で決して許されません。
- 性暴力は、年齢・性別にかかわらず起こります。
- 性暴力は、身近な人の間でも起こります。
- つらいこと、不安なことには一人で抱え込まず、家族や警察に相談しましょう。
- ためらわずに相談を。警察相談ダイヤル# 9 1 1 0

(2) A V出演被害

- 「モデルやアイドルにならないか」などと勧誘されて事務所と契約したら、アダルトビデオへの出演を強要されたという被害が発生しています。
- タレント、モデルの契約は、その場での契約は避け、家族に相談するなどして冷静に判断することが大切です。

(3) J Kビジネス

- 女子高校生等によるマッサージや会話などの接客を売り物にするJ Kビジネスは、危険なアルバイトです。
- 「簡単で高収入なアルバイト」の誘い文句にはだまされないようにしましょう。

(4) 子供の性被害

- SNSを通じて多くの子供たちが性被害にあっています。
- フィルタリングの利用と家庭のルール作りで子供を守りましょう。
- 知らない人とのやりとりや、写真・個人情報の送信には十分に気を付けましょう

(5) 薬物やアルコール等を使った性犯罪・性暴力

- お酒を飲まされたり、睡眠薬などのクスリを飲み物などに混ぜられて、意識がもうろうとなり、性的な被害にあう事例が起きています。
- 相手が抵抗できない状態で、性交やわいせつな行為を行うことは犯罪です。

(6) ホストクラブ等の売掛金等に起因するトラブルの防止について

- ホストクラブ等で高額な料金を請求され、女性客の好意に乗じて返済をできないことをわかっていながら大きな借金を負わせ、売春や性風俗店で稼働させられたり、各種性風俗店に紹介されるといった事案が社会的に問題となっています。
- 自己の支払い能力を超えた売掛けによる飲食は避けるとともに、売掛金等に起因するトラブルが生じた際には、警察に相談しましょう。

(7) 痴漢・盗撮被害防止

- 痴漢・盗撮は、重大な犯罪です。
- 被害に遭われたときは
 - ・ 周りの人に助けを求めてください。
 - ・ 警察に110番通報又は相談してください。
- 被害を目撃したときは
 - ・ 「大丈夫ですか？」等と被害者に声をかけてください。
 - ・ 駅員や周りの人に協力を求めたり、警察に通報をしてください。
- 北海道警察公式防犯アプリ「ほくとポリス」には
 - ・ 痴漢の被害に遭われた方が音と光で周りの人に助けを求めたり、「ちかんされていませんか？」などと痴漢を目撃した方のための画面表示等、痴漢対策機能があります。
 - ・ ぜひ、インストールしてご利用ください。

令和7年4月

北海道警察北見方面本部